

子どもと一緒に 飯田に住もう
～子育て世帯の空き家への引越しに要する費用を補助します～

飯田市では、飯田・下伊那の区域外から市内の空き家へ移住する子育て世帯に対して、引越し費用を補助します。

街、里、山の暮らしを満喫できる自然豊かな飯田市において、子どもと一緒に戸建て住宅で暮らしませんか。

○対象世帯

飯田市空家情報バンク制度（以下「空家バンク」といいます）に登録されている空き家を借りた（購入した）中学校修了前の児童を扶養している世帯（児童手当の支給がある世帯に限る。）

○補助対象世帯の条件

- ・飯田・下伊那の区域外から飯田市への転入であること。
- ・申請時に扶養している中学校修了までの子がいる世帯で、児童手当の支給があること。
- ・世帯全員が住民票の異動を伴う転入であること。
- ・生活保護を受けていない又は受けるおそれがないこと。
- ・勤務先等からの命令による転入でないこと。
- ・転入前の市町村での税金を滞納していないこと。

○補助対象経費

空家バンクの空き家への引越しに直接要した費用 限度額 10万円

※引越業者（国土交通省に許認可された運送業者に限る。）が行った引越しに限ります。

○申請

転入日から3カ月以内の申請までを対象

※ただし、申請金額が予算額に達した時点で受付を終了します。

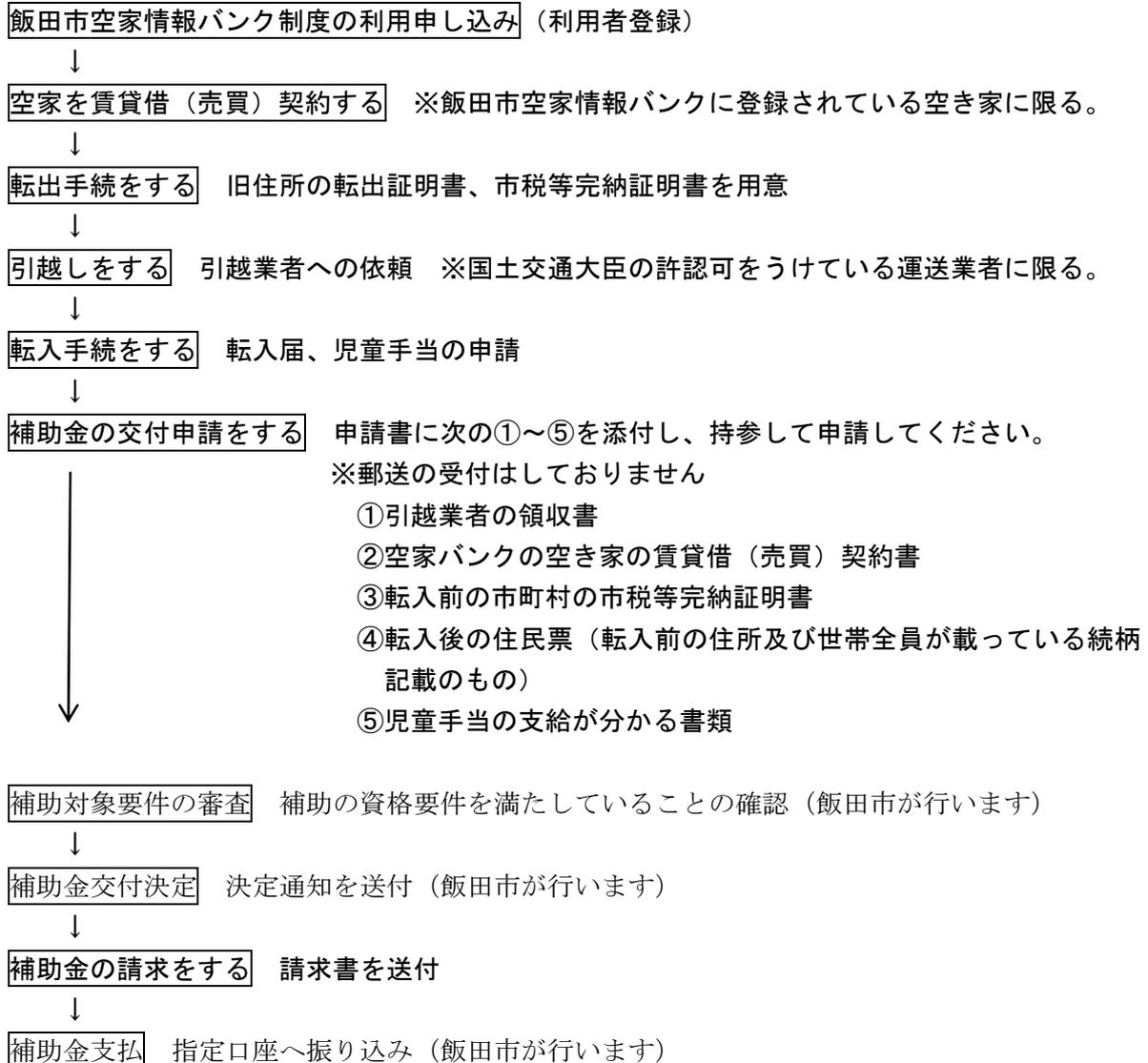
○必要書類等

- ・飯田市子育て世帯引越費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・引越業者へ支払った金額が分かる書類（領収書）
- ・転入前の市町村の市税等完納証明書
- ・空家バンクの空き家の賃貸借契約書（売買契約書）
- ・転入後の世帯全員の住民票（前住所と続柄の記載があるもの）
- ・児童手当の支給が分かる書類

○その他

補助の条件を満たさない場合は、補助金の返還を求める場合があります。

補助手続の流れ



お問い合わせ、申請先
飯田市 産業経済部 産業振興課
電話 0265-22-4511 内線 3514